

響に関する統計的、疫学的及び医学的知見を踏まえつつ、当該申請者の被爆者の被爆前の生活状況、健康状態、被爆状況、被爆後の行動経過、活動状況、生活環境、被爆直後に生じた症状の有無、内容、程度、態様、被爆後の生活状況、健康状態、当該疾病の発症経過、当該疾病の病態度、当該疾病以外に当該申請者に発生した疾病の有無、内容、病態などを全体的、総合的に考慮して、原爆放射線被曝の事実が当該疾病に係る疾病の発生を招来し得る高度の蓋然性が認められるか否かを経験則に照らして判断すべきである。」としている。

この考え方は、線量推定方式というシミュレーションの方式によるのではなく、被爆者の具体的な状況という事実を何よりも重視すべきであるとする長崎原爆松谷訴訟の最高裁判決、小西訴訟大阪高裁判決及び東訴訟東京高裁判決の判断と成果をさらに深めたものといえる。

⑤ 上記の判断枠組みの下に、9名の原告全員について放射線起因性を認め、中でも2名の入市被爆者及び爆心地から3.3キロメートルの地点での遠距離被爆者について、残留放射線による被爆や内部被曝による影響を認めており、いずれも画期的な判断だった。

このように、判決は、被告厚生労働大臣が現在とっている審査の方針を機械的に適用する手法の数々の問題点を明確に指摘し、実質的にはその根本的転換の必要を求めている。

【広島判決】

広島地裁判決の内容は、大阪地裁判決をさらに大きく発展させるものである。結論からいえば、広島地裁の判決は、厚労省のよって立つ審査基準を再度実質的に否定したといえる。

広島判決は、放射線による後障害は特異な症状を呈するわけではなく、放射線が人体に与える影響の機序はいまだ科学的にその詳細が解明されているわけではないので、放射線起因性の直接的な立証を被爆者に要求することは不可能を強いることとなるという前提に立っている。そのうえで、以下のとおり述べる。

- ① 厚労省が被曝線量を算出する目的で使用しているDS86、DS02は、比較的正確に放射線量を算定できるのは初期放射線（直爆放射線）の限度であるから、これらは「一応の最低限度の参考値」とすべきである。
- ② 審査の方針の基礎である「原因確率」についても「様々な限界や弱点があ

るのであるから、一応の単なる判断の目安としてあつかう」とした。

- ③ 厚労省が原爆症認定に用いている「審査の方針」も、「あくまでこれを放射線起因性の一つの傾向を示す、過去の一時点における、一応の参考資料として評価するにとどめる」とする。

つまり、広島判決は、DS86、02も、原因確率も、そして審査の方針にしても、残留放射線による外部被曝や内部被曝を十分に検討していないという弱点や限界があると明確に指摘し、これらを実質的には否定したといつてよい。

【判決の真骨頂】

DS86推定方式による初期放射線量が「ほぼゼロ」と考えられる者についても、上記の急性症状の発症や白血病などに罹患するおびただしい症例が客観的に存在することが公的な資料からも広く認められているし、また、死亡した遠距離被爆者の遺体を剖検した結果、放射線被曝に際して特徴的に認められる臓器障害を系統的に有していたという事実があったことも一つの傍証として認められる。そうであれば、DS86推定方式による初期放射線量がほぼゼロと考えられる者であっても、初期放射線による外部被曝以外の被曝様式によって被曝し、放射線の影響により上記の急性症状を発症した者が存在すると認めることができる。

【名古屋判決】

基本的には大阪、広島判決を継承する判決である。

DS86を初期放射線量の評価に限定し、低線量放射線（誘導放射線、放射性降下物）による外部被曝や内部被曝の人体に対する影響を認める。また、入市、遠距離被爆者の急性症状が放射線の影響であるとしたうえで、厚労省の感染症、ストレス説を排斥した。さらに、審査の方針・原因確率についても形式的適用の危険性を指摘する。

個別原告でいえば、原爆投下時点では市内におらず、その後広島に入市した甲斐昭（厚労省の現行の「審査の方針」では絶対に認められない原告）の悪性リンパ腫について放射線の影響ありとした。

8/7 水

ronsetu@mbx.mainichi.co.jp

社説

2007年8月7日

原爆症認定

首相の約束、速やかに実現を

安倍首相が被爆者団体の代表と、原爆症の認定基準について「専門家の判断を基に、見直しを必要とする」と見解を示した。持って回った言い方に加え、身体が不調な人が半信半疑の被爆者もいることが、政治判断による基準緩和を約束したものと受け止められる。ウソを言っているわけでもないが、被爆者対策を急いで進めたいという思いが、認定基準の見直しを求めている。認定基準の見直しを求めている。認定基準の見直しを求めている。

法の意義も問われていた。被爆者の幅広い救済を自覚するにつれて、被爆者の取りこぼしや、被爆者認定をめぐっての争いが、被爆者認定の信頼を揺るがしている。唯一の被爆国として核兵器の開発を自覚し、原爆被害の深刻さを国内外で訴えるべき、戦後一貫して過小評価に努めてきたことが、認められない政府の姿勢も、問われる。

原爆症の認定基準は、最高裁判所が不備を指摘した後に受けて、01年、厚生労働省が「要因距離」を加える方式に変更した。被爆者があるが、基本的には従前同様、爆心地からの距離で認定される。爆心地からの距離で認定される。爆心地からの距離で認定される。

認定基準の見直しを求めている。認定基準の見直しを求めている。認定基準の見直しを求めている。認定基準の見直しを求めている。認定基準の見直しを求めている。認定基準の見直しを求めている。認定基準の見直しを求めている。認定基準の見直しを求めている。認定基準の見直しを求めている。認定基準の見直しを求めている。

原爆症の認定基準を見直すという安倍首相の発言は、被爆者には朗報だろう。課題は中身とスピードだ。原爆投下から六十二年。被爆の実情に合った抜本的な新救済策は待たなければならない。

原爆症対策

原爆症の認定基準のハードルが、かたがた、認定者の比率で一旦瞭然とある。今年三月末現在で、被爆者健康手帳を持つのは約二十五万八千人だが、原爆症の認定者は約二千二百人にすぎない。1%にも満たないのが現状だ。あまりに少ない数字だと、いわざるを得ない。厚生労働省の認定基準が原因で、いくつかの方式に基づいているためだ。

課題は中身とスピード

これは爆心地からの距離に依った被爆者数や年齢など、病状や病の程度の因果関係があるかを認定したものだ。認定は手当の金額に大きく反映される。被爆者手帳を持つ人の手当が月額約三万四千円にすぎないのに、原爆症認定者は月額約十三万七千円の医療特別手当を支給される。その差額は極めて大きい。

認定を却下された人々は、各地で裁判を起こした。広島、名古屋、東京など六地裁で、国側が大連敗した。認定制度を「限界や弱点がある」と批判した内容だった。被爆者や支援者の活動が、政府の重い腰を上げさせた。首相発言が参院選敗北や内閣支持率低下を受けて、たんなるアヒルなら許されぬ。口先だけで終わっては、より激しい失望と反感を買った。

同書はこの方式を「科学的」と言うが、日本原水爆被害者団体協議会に求められ、現実には爆心地から離れ

責任転嫁論の採用は断り切れない。被爆者認定に起因する被爆者の生活については、国側が被爆者の因果関係認定を急ぐべきだ。思い切った抜本的な転換が必要だ。被爆者認定の信頼は、加増する。先ずは認められ、厚生労働省の見直しに待たず、早く認定されるべきだ。被爆者認定の信頼は、加増する。先ずは認められ、厚生労働省の見直しに待たず、早く認定されるべきだ。

社説

社説

政治解決を促した司法の流れ

原爆症認定

被爆者救済に際して、大衆への方針表明である。踏み込む首相発言だ。

安倍首相は広島、長崎の原爆の日に合わせて、両市で被爆者への慰問を兼ねて「原爆症の認定基準の見直し」を原爆症認定基準の見直しを要請する。被爆者救済に際して、大衆への方針表明である。踏み込む首相発言だ。

健康手帳が交付されて医療費が無料となるほか、大半の人に月額約3万4000円の健康増進手当が支給されている。

「原爆症」と認定された人が放射線管理手帳を交付し、医療特別手当が約13万7000円支給される。

被爆者健康手帳を取得している人は約25万人いる。だが、原爆症と認定された人は約2000人にとどまる。病状が原爆の因果関係が認められるものの、認定基準を満たさず、爆心地からの距離が遠く、被爆線量を推定する計算式が重要要素とならない。したがって、原爆症の認定申請が受けられなかった被爆者が全国の被爆者約100万人の約1割に達している。

このほか、東京、大阪、熊本などの地で原爆の被害を認める判決が出た。判決の趣意は、現行の認定基準は科学的に妥当なものでないとしている。

「原爆症認定基準の見直し」を要請する。被爆者救済に際して、大衆への方針表明である。踏み込む首相発言だ。

論説

読者新聞

原爆症認定基準

首相は「見直す」と断言せよ

国が原爆症認定基準を非常に狭く限るとの論議が、被爆者救済に適用されてきた。多くの被爆者が認定申請を却下された。被爆者の健康被害が認められ、認定基準の見直しを要請する。被爆者救済に際して、大衆への方針表明である。踏み込む首相発言だ。

多くの原爆症認定基準は、専門家が原告、被告双方の証人になり、専門的な議論を重ねてきた。その結果、認定基準を改めなければならない。

首相は9日、長崎市の平和祈念式典に出席した際、被爆者団体に面会する中で、その場で、首相の責任を認定基準を見直す」と断言する。被爆者救済に際して、大衆への方針表明である。踏み込む首相発言だ。

また、原爆症認定基準は、全被爆者のための基準に適用されている。これを、被爆者が、国が原爆症認定基準を狭く抑え、現行基準を切り捨てる利用している。被爆者の健康被害を認める。被爆者救済に際して、大衆への方針表明である。踏み込む首相発言だ。